

## 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱（令和4（2022）年7月1日付け気対第98号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、相手方、対象事業の要件、対象経費及び補助額は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の相手方	対象事業の要件	対象経費及び補助額
事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金	自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を導入する中小企業者等に交付することにより、県内の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。	実施要綱第3条に定める者	実施要綱第4条に定める要件に適合するもの	実施要綱第5条に定める経費及び補助額

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別表第1に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）とする。
- 3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

### (交付の決定及び条件)

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 規則第6条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的を達成するため附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 実施要綱第4条に定める要件に適合するもの。
  - (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
  - (3) 交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
  - (4) 補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJクレジット制度への登録を行わないこと。
- 3 補助事業者に対し交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(事業の着手)

第5条 補助事業者は、前条に規定する決定後に事業の着手（対象設備の設置工事）をしなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、別表第2に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 第1項に掲げる書類の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めるときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知（様式第9号）するものとする。

2 前項の工事完了検査は、原則として提出された書面により実施するものとし、必要に応じて現地調査により実施することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第10号）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

3 知事は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(利用状況の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の完了日の翌月1日から1年間の二酸化炭素削減効果等について、報告対象期間の最終月の翌月末までに、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業報告書（様式第11号）により、知事に報告しなければならない。

(補助対象事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項に変更が生じる際は、事業変更承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による申請金額の増額は認めないものとする。

- (1) 補助事業者の本店所在地、商号、代表者
- (2) 出力変更を伴う太陽光発電設備
- (3) 蓄電容量又は補助対象経費の変更を伴う蓄電池
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第4条の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助対象事業の廃止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第15号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損（滅失）届出書（様式18号）により知事に届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、補助対象設備を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、補助対象設備処分承認申請書（様式第19号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、相当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の処分を承認する場合には、補助事業者に対し、補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は前項の請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により、またはこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定内容、これに附した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

2 知事は、前条の規定による取消しをしたときは、補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条第1項の規定による、取消しを受けた者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第16条 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は令和4（2022）年7月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5（2023）年3月29日から施行する。

別表第1 提出書類（第3条関係）

番号	提出書類	申請者			
		法人	個人	リース会社又は PPA事業者	
1	交付申請書	様式第1号	○	○	○
2	事業計画書	様式第2号	○	○	○
3	誓約書	様式第3号	○	○	○
	役員氏名等一覧表	様式第3号 別紙			
4	補助対象事業の実施に係る同意書※1※2 ※1申請者と補助対象設備を設置する土地 又は家屋の所有者が異なる場合 ※2同意者の署名もしくは記名押印が必要	様式第4号	△	△	△
5	見積書及び見積内訳書の写し	添付資料1	○	○	○
6	設置する土地・建物の全部事項証明書	添付資料2	○	○	○
7	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※ ※発行日より3か月以内のもの	添付資料3	○		○
8	青色申告者であることを証明する書類（写し）直近1か年分	添付資料4		○	
9	中小企業であることが確認できる書類※ ※リース会社又はPPA事業者の場合、需要者が中小企業であることが確認できる書類	添付資料5	△ 添付資料3で確認できる場合は不要		○
10	リースモデルの契約書（案）及びリース計算書等（リース会社の場合）	添付資料6			○
	オンサイトPPAモデルの契約書（案）及び料金計算書等（PPA事業者の場合）				○
11	納税証明書（栃木県税に滞納がないことの証明書）※1※2※3 ※1県税事務所（自動車税等）で発行されるもの。個人事業主の場合は、市町役場で（個人県民税）で発行されるものも必要 ※2課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式） ※3リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより、補助対象機器を提供する事業所にあつては、補助対象機器の使用者についての証明書が必要	添付資料7	○	○	○
12	設備の仕様内容がわかるもの（カタログ等）	添付資料8	○	○	○
13	発電量を計測する装置の仕様ที่わかるもの（カタログ等）	添付資料9	○	○	○
14	単線結線図	添付資料10	○	○	○
15	システム系統図	添付資料11	○	○	○
16	機器配置図	添付資料12	○	○	○
17	その他県が必要と認める書類	—			—

別表第2 提出書類（第6条関係）

番号	提出書類		申請者		
			法人	個人	リース会社又は PPA事業者
1	実績報告書	様式第7号	○	○	○
2	事業実績書※ ※補助対象設備導入後の写真を添付すること	様式第8号	○	○	○
3	交付決定通知書の写し	添付書類1	○	○	○
4	請求書及び領収書の写し	添付資料2	○	○	○
5	設備の確定仕様がわかるもの（納品書等）	添付資料3	○	○	○
6	単線結線図	添付資料4	○	○	○
7	システム系統図	添付資料5	○	○	○
8	機器配置図	添付資料6	○	○	○
9	設備の稼働が確認できるもの（計測モニターの写真等）	添付資料7	○	○	○
10	リースモデルの契約書（写し）及びリース 計算書等（リース会社の場合）	添付資料8	—	—	○
	オンサイトPPAモデルの契約書（写し）及び 料金計算書等（PPA事業者の場合）		—	—	○
11	その他県が必要と認める書類	—	—		

様式第1号（第3条関係）

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年度において事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切捨て）

円

誓約書

申請者は、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱第3条第2号のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

年 月 日

(宛先)

栃木県知事 様

所在地

名称

代表者<sup>(ふりがな)</sup>氏名





補助対象事業の実施に係る同意書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱及び事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領を確認の上、上記の事業者の補助金交付申請に同意します。

【同意する不動産の所在地、所有者】※自署の場合は捺印不要

<土地>

・所在地（該当地番全て記載）

・所有者（法人にあつては名称・代表者名）

印

<建物>

・所在地

・家屋番号

・所有者（法人にあつては名称・代表者名）

印

様式第5号（第4条関係）

栃木県指令気対第 号

住所

氏名（法人の場合には名称）

年 月 日に交付申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第5条の規定に基づき、次の条件を付して  
金 円を交付します。

年 月 日

栃木県知事

（交付の条件）

交付規則、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

様式第6号（第4条関係）

栃木県指令気対策 号

住所

氏名（法人の場合には名称）

年 月 日に交付申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金については、下記のとおり不交付とします。

年 月 日

栃木県知事

記

不交付の理由

実績報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用  
太陽光発電設備等導入支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第9号（第7条関係）

栃木県指令気対第 号

住所

氏名（法人の場合には名称）

年 月 日に実績報告のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金については、次のとおり交付額が確定したので、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「交付規則」という。）第16条の規定により通知します。

年 月 日

栃木県知事

1 交付確定額 円

2 交付の条件

交付規則、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領、栃木県指令気対第 号交付決定通知、その他この補助金に係る関係通知の規定に従わなければなりません。

補助金請求書

金 円

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で額の確定の通知があった事業者用太陽  
光発電設備等導入支援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

※通帳の写しを添付してください

(銀行名、支店名、種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できるもの)

・発行責任者

氏 名

連絡先

・担当者

氏 名

連絡先

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金利用状況報告書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業について、事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金交付要領第 9 条の規定により、下記の通り利用状況を報告します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 報告する施設の概要

(1) 施設名称

(2) 施設の所有者

(3) 施設所在地

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

注) 変更の内容については、事業計画書(様式第 2 号)に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。

なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。



様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の変更については、下記のとおり承認します。

記

1 補助金額	既決定額	円
	今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更承認申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け栃木県指令気対第 号の通知書のとおりとします。

様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の変更については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由

様式第15号（第11条関係）

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け気対第 号により補助金の交付決定を受けた事業者用太陽光発電設備等導入支援事業を次のとおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）承認及び交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の廃止（中止）については、下記のとおり承認することとし、交付の決定を取り消したので通知します。

様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金廃止（中止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者向け事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の廃止（中止）については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由

補助対象設備毀損（滅失）届出書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
- 2 毀損（滅失）の時期  
年 月 日
- 3 毀損（滅失）の原因
- 4 今後の方針（修繕、買換など）

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分承認申請書

年 月 日

栃木県知事 様

所在地

名 称

代表者

年 月 日付け栃木県指令気対第 号で交付決定のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

2 処分の方法

売却  譲渡  交換  貸与  担保  
 廃棄  その他（具体的に )

3 処分の時期（予定）

年 月 日

4 処分の理由

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の対象設備の処分については、下記のとおり承認します。

記

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類を提出すること。
- (2) 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を納付すること。



様

栃木県知事

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業補助金対象設備処分不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者用太陽光発電設備等導入支援事業の対象設備の処分については、以下の理由により承認しないこととしたので通知します。

承認しない理由